

令和元年6月市議会定例会 財務部 議案説明資料

目 次

【条例案件】

1 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 1 頁

【承認案件】

2 専決処分について承認を求める件

(1) 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 3 頁

(2) 富山市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に

関する条例の一部を改正する条例制定の件 4 頁

(3) 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に

関する条例の一部を改正する条例制定の件 5 頁

1 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

[納税課]

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、個人市民税及び軽自動車税の改正等を行うもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される「児童扶養手当」の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親を、個人市民税の非課税対象に追加する。

適用時期：令和3年度分以降の個人市民税に適用 (条例第16条関係)

(2) 軽自動車税の改正

①環境性能割の税率の臨時の軽減

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、三輪以上の自家用乗用車（中古・新車とも）を取得した場合、税率を1%分軽減する。

[軽減の内容]

対象車	税率	軽減後の税率
・電気自動車等 ・令和2年度燃費基準 +10%以上達成車	非課税	非課税
令和2年度燃費基準 達成車	1%	非課税
上記以外の車	2%	1%

適用時期：令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した
三輪以上の自家用乗用車に適用

(条例附則第32条の2、第33条関係)

②種別割の税率の軽減

ア 平成31年4月1日から令和3年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る）に対する軽減（取得の翌年度のみ適用）については、現行の特例措置を2年間延長する。

適用時期：令和2年度及び令和3年度課税分に適用

（条例附則第33条の2関係）

イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車（新車に限る）に対する軽減（取得の翌年度のみ適用）については、電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車のうち、自家用乗用車に限り、税率を概ね75%軽減する。

適用時期：令和4年度及び令和5年度課税分に適用

（条例附則第33条の2関係）

[軽減の内容]

対象車 \\ 取得期間	H31.4.1～R3.3.31 【現行の特例措置】	R3.4.1～R5.3.31
電気自動車、 天然ガス自動車	税率を概ね 75%軽減	税率を概ね 75%軽減
令和2年度燃費基準 +30%達成車	税率を概ね 50%軽減	軽減なし
令和2年度燃費基準 +10%達成車	税率を概ね 25%軽減	軽減なし

（3）その他規定の整備

3 施行期日

令和元年10月1日。ただし、（3）は公布の日、（1）は令和3年1月1日、（2）②イは令和3年4月1日

2 専決処分について承認を求める件

(1) 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件（平成31年3月30日専決）

[納 稅 課]

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用及びふるさと納税特例控除の対象の改正等を行うもの。

2 改正の内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除の適用

ア 令和元年10月から令和2年12月末までの入居に対する、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を現行の10年から13年に3年間延長する。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に、控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることから、平成31年度分以降の個人市民税については、納税通知書が送達された後に、所得税において還付申告等により控除が適用される場合には、個人市民税においても控除を適用する。

(条例附則第16条の2の2関係)

(2) ふるさと納税の特例控除の対象

令和元年6月以降は、「寄附金の募集を適正に実施し、返礼品を送付する場合には、調達額が寄附額の3割以下の地場産品とする。」等の基準に適合していると、総務大臣が指定した自治体への寄附金を、特例控除の対象とする。

(条例第24条の2、附則第16条の3、附則第18条、附則第18条の2関係)

(3) その他規定の整備。

3 施行期日

平成31年4月1日。ただし、(2) は令和元年6月1日

(2) 富山市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例制定の件（平成31年3月30日専決）

[資産税課]

1 改正の理由

「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正により、過疎地域（合併前の山田村・細入村の区域）における固定資産税の課税免除の対象となる資産の取得期限を延長するもの。

2 改正の内容

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域において、条例に定める業種を営む者が新設または増設する一定の固定資産（土地・家屋・償却資産）について、3年度分、固定資産税の課税を免除しているが、その固定資産の取得期限である平成31年3月31日を平成33年（令和3年）3月31日に、また、条例の効力の期限である平成35年（令和5年）3月31日を平成37年（令和7年）3月31日に改正し2年延長する。

[条例に定める業種及び固定資産]

・製造業

機械・装置、建物（工場）及びその敷地である土地

・農林水産物等販売業

機械・装置、建物（工場以外）及びその敷地である土地

・旅館・ホテル営業及び簡易宿泊所営業

建物（ホテル・旅館・簡易宿所）及びその敷地である土地

3 施行期日

平成31年4月1日

(3) 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件（平成31年3月30日専決）

[資産税課]

1 改正の理由

地方税法附則の改正により、権利床に係る固定資産税の減額措置の適用期限が2年（平成33年（令和3年）3月31日まで）延長されたことに伴い、権利床以外（保留床）に対しても同等の措置を講じるため、適用期限を延長するもの。

2 改正の内容

高度利用地区内で市街地再開発事業により、都市再開発法に定める都市計画に適合して建築された耐火建築物の保留床に対して、5年度分、固定資産税の税率を軽減しているが、その固定資産の取得期限である平成31年3月31日を平成33年（令和3年）3月31日に改正し2年延長する。

※ 不均一課税とは、地方税法第6条第2項の規定に基づき、公益上その他の事由により必要がある場合に、条例により一般の税率とは異なる税率で課税することができるもの。

※ 市街地再開発事業により新築された建築物において、従前の権利者がその権利に応じて与えられる建築物の部分（床）を権利床といい、保留床とは、それ以外の部分をいう。

[条例に定める税率]

区分	不均一課税の率（第1種市街地再開発事業）	
	初年度～第5年度	備考
住宅	0.933% (税率1.4%の2/3)	床面積120m ² を超える部分について、左記の税率を適用
住宅以外	1.05% (税率1.4%の3/4)	第2種市街地再開発事業による場合は、税率0.933%を適用

3 施行期日

平成31年4月1日